

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

令和6年1月26日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

令和6年1月26日（金） 午後1時 開会  
午後1時15分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	光好博幸	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	塚本崇		
議長	水谷毅	副議長	松本暁彦		
議員	森西正				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長 大西健一  
同局次長代理 香山叔彦

### 1. 案件

議員の請負の状況の公表について

(午後1時 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、西谷委員を指名します。

本日の協議事項は、議員の請負の状況の公表についてです。本件につきましては、事務局より資料の説明を受けた後、質疑をお受けします。その後、各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会で協議したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは、議員の請負状況の公表について、ご説明させていただきます。

まず、条例(案)について説明させていただきます。お手元の「摂津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例(案)」をご覧ください。

第1条は「目的」として、請負状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図る旨を規定しております。

第2条は「報告」として、第1項では報告期間や報告事項について、第2項では、報告を訂正する場合の届出について規定しております。

第3条は「報告の一覧の作成及び公表」として、報告一覧の作成及び公表について規定しております。

第4条は「報告等の保存及び閲覧等」として、第1項では報告及び訂正の保存期間について、第2項では閲覧又は写しの交付の請求について規定しております。

第5条は「委任」として、その他の必要な事項は、議長が定めることを規定しております。

なお、附則として、本条例は令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する旨を規定しております。

次に、条例施行規程(案)についてご説明させていただきます。お手元の「摂津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程(案)」をご覧ください。

まず、第1条は「趣旨」として、本規程において条例の施行に関し必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条は「報告及び訂正」として、第1項では報告を様式第1号の請負状況等報告書により行うことについて、第2項では訂正を様式第2号の訂正届により行うことについて規定しております。

第3条は「報告の一覧の訂正」として、一覧の公表後、当該一覧を訂正するときは、削った部分の字体を残す旨を規定しております。

第4条は「報告等の閲覧」として、第1項では閲覧開始日について、第2項では閲覧時間について、第3項では文書の持ち出しの禁止について、第4項では閲覧者が文書を丁重に取り扱うことについて、第5項では閲覧者が違反行為をした場合の閲覧禁止について規定しております。

第5条は「報告等の写しの交付」として、写しの交付請求は様式第3号の複写請求書により行い、その費用は摂津市情報公開条例の規定によることを規定しております。

第6条は「期限等の特例」として、報告をすべき期限または閲覧できる最初の日が休日に当たるときは、その日後の最も近い休日でない日とする旨を規定しております。

なお、附則として、本規程は令和5年4月1日に始まる会計年度における請負か

ら適用する旨を規定しております。

次にお配りしております議員の請負の状況の公表についてというタイトルの資料をご覧ください。

こちらは、令和6年1月時点の北摂7市の状況を掲載しております。

現時点で、本条例を制定している市は、吹田市と茨木市と確認しております。

なお、豊中市は令和6年3月議会で上程予定、箕面市は令和6年6月議会で上程予定、池田市、高槻市は未定と聞いております。

以上でございます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。質疑がありましたらお受けいたします。

増永委員。

○増永和起委員 条例施行規程(案)です。全国市議会議長会から示された分と比較が書いてあり、第2条第2項で全国市議会議長会から示された分は、電子情報処理組織を使用する方法その他、とあると思います。摂津市ではそれは採用しないことになっていると思います。これはなぜなのか教えていただきたい。

○村上英明委員長 香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

条例施行規程(案)の第2条と第5条、両方に関する事です。全国市議会議長会から示された条例施行規程(例)は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、別に議長が定めるものと記載されております。今回、事務局の条例施行規程(案)は、この文言を含めておりません。理由としては、摂津市では、既に通則条例で、情報通信に関する条例を執行部において規定しております。この通則条例には、議会も含

まれる形で運用しております。ここにあってこの文言を入れなくても、情報通信処理は、議長が別に定めれば、通則条例にのっとって運用ができることになっておりますので、あえて載せない形をとっております。

通則条例には、市長等が別で定めるという文言が規定されており、市長等の中に議長も含まれております。この条例が可決されましたら、議長決裁において、情報通信の方法を定め、それを公表する運用をしたいと思っております。

なお、この情報通信の仕方につきましては、今のところ、電子メールの方法を考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 分かりました。全体の電子情報についての方法にのっとって、やるということですね。

理解不足なのかもしれませんが、閲覧ができるとか、いろいろ複写を請求できるとか書いてあります。公開方法は、ホームページとかで見られることは考えてらっしゃらないのでしょうか。それをダウンロードしてプリントアウトするとか。

○村上英明委員長 香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

公表について、今事務局で考えておるのは、ホームページでの公開を考えております。現在、この条例に該当する議員はいらっしゃらないと把握しております。もしこのまま来年度の6月時点で、報告がなく、対象者がいない場合は、対象者がいませんとホームページで公表を考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 分かりました。  
○村上英明委員長 ほかにございますでしょうか。

西谷委員。

○西谷知美委員 他市の条例制定の状況の資料をいただきました。摂津市としてスケジュールはあるのかどうか。あと、請負する団体名は特に文言に載せる予定はないのかお聞きできれば、株式会社とかNPO法人とかいろんな一般社団法人とかあると思います。

○村上英明委員長 香山局次長代理。  
○香山事務局次長代理 ただいまの2点のご質問にお答えさせていただきます。

まずスケジュールについて、事務局で今考えているスケジュールは、今回の本委員会でまずご説明させていただいた後、一度各会派へお持ち帰りいただいて、次回の本委員会でご協議いただきたいと思いますと考えております。次回になるかその次になるか分かりませんが、そこで取りまとめていただき、第1回定例会の最終日に上程、議決いただきたいと思いますと考えております。

2点目については、全ての法人が対象になってきますので、特に何々法人に限るとか、何々法人と記載することは考えておりません。

以上でございます。

○村上英明委員長 西谷委員。  
○西谷知美委員 ご説明ありがとうございました。追加質問は特にありません。  
○村上英明委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、ほかに質疑もないようですので、冒頭にお伝えしました通り、本件は各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会で協議したいと思います。よろしく願いいたします。

以上で本委員会を閉会します。  
(午後1時15分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 西谷知美